

## 貸金業者等の指導監督に関する行政評価・監視の結果

平成15年5月30日  
総務省東北管区行政評価局  
(局長 田代喜啓)

### **登録事務の一層の厳格化、立入検査の充実、相談処理の連携が必要 また、広告の適正化、多重債務問題に関する啓発活動の活発化等に期待**

東北財務局に対して、次の事項について所見表示（改善意見）

- 登録申請書の一層の厳格な審査
- 他財務局長登録業者の従たる営業所等に対する立入検査の実施について検討
- 現金自動設備の標識の適切な表示についての業者への指導
- 関係機関等との苦情等相談に係る連携について検討

また、業務の参考となる事項についても通知（参考意見）

- 金融機関のCD・ATM取扱いの明確化
- ポスティング紙等に係る関係団体等に対する広告の適正化についての協力要請
- 違法貼付屋外広告物の対策の実施
- 多重債務問題に関する啓発活動の活発化
- 登録詐称業者情報等の収集体制の充実
- 多重債務者のケア活動の活発化

#### 【本調査の目的、背景】

近年、長引く不況のため、事業資金、生活資金等の借入れ需要が増大しているが、いわゆるサラ金については、法定金利の上限厳守、登録の励行、貸付条件の広告等の適正化が強く求められているところ

しかし、貸金業を営む者の中には、貸付金利、事業の登録番号等必要な事項をチラシ等に記載せず営業活動を行っており、関係機関に寄せられる苦情も年々増加。例えば、宮城県における消費生活に係る相談についてみると、サラ金に関するものは、平成8年度の258件から、13年度においては1,480件と約6倍に増加しており、サラ金を巡るトラブルが多発している状況

この行政評価・監視は、消費者の保護を図る観点から、貸金業者の営業の実態、監督官庁における貸金業者に対する指導監督の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものの

#### 【照会先】

東北管区行政評価局  
第一部第3評価監視官 北村佐千雄  
(担当) 斉藤道也 赤坂仁  
電話 022(262)8591

## 第1 実施時期等

- 1 実施時期 平成14年12月～15年5月
- 2 対象機関 東北財務局（秋田財務事務所）、宮城県、秋田県、宮城県貸金業協会、秋田県貸金業協会、貸金業者（48業者。うち東北財務局長登録業者18業者）等

## 第2 結果の処理

- 1 所見表示（改善意見）
- 2 参考通知（参考意見）  
所見表示及び参考通知先：東北財務局  
所見表示及び参考通知年月日：平成15年5月30日

## 第3 調査結果の概要

- 所見表示事項の概要：別紙1
- 参考通知事項の概要：別紙2

## 所見表示事項の概要

### 1 指導監督の徹底

#### (1) 登録申請の審査の一層の厳格化

##### 【調査結果のポイント】

東北財務局及び秋田財務事務所における業者登録の審査に不十分な例あり

(事例)

- ・ 従たる営業所等があるにもかかわらず、その記載がないもの（18業者中4業者）
- ・ 委託先業者が東北財務局長登録でないにもかかわらず、東北財務局長登録と記載されているもの（18業者中2業者）

##### 【改善意見】

登録申請書について、より一層厳格な審査を行うこと。また、経由機関である秋田財務事務所に対しても同様の審査を行い、進達するよう指導すること。

#### (2) 営業所等に対する立入検査の充実

##### 【調査結果のポイント】

東北財務局では、主たる営業所等が東北6県に所在する業者については、概ね4年に1回立入検査を実施しているが、東北6県に所在する他財務局長登録業者の従たる営業所等については立入検査の実施なし

##### 【改善意見】

他財務局長登録業者の従たる営業所等に対する立入検査の実施について検討すること。

#### (3) 店舗外現金自動設備に対する標識掲示の徹底

##### 【調査結果のポイント】

現金自動設備における貸金業の標識の掲示が不十分な例あり

(事例)

- ・ 登録有効期間が実際と異なるもの
- ・ 複数の貸金業者の従たる営業所等となっている営業所等において、現在登録されていない業者についての標識が掲示されているもの

##### 【改善意見】

現金自動設備の標識が適切に表示されるよう、登録の更新等において貸金業者を指導すること。

### 2 相談処理を中心とした関係機関等による連携の充実

##### 【調査結果のポイント】

宮城県・秋田県の貸金業担当課及び両県の消費生活センター並びに秋田市消費生活センターにおける貸金業者に係る苦情等の中には、東北財務局等において指導・監督業務又は立入検査業務の参考となる情報あり。これらの中には、東北財務局への連絡がないものもあり

また、消費生活センターは、東北財務局又は秋田財務事務所が開催している貸金業連絡会に未参加

(申出事例)

- ・ 返済が6日遅れたのみで、一括返済あるいは保証人を付けるよう求められるなど厳しい取立てを受けている。(東北財務局長登録業者)
- ・ 借入金を完済したにもかかわらず、借用証書及び保証契約書の返還要求に応じない。(同上)
- ・ 融資増額の勧誘を断ったにもかかわらず、勝手に銀行口座に入金された。(他財務局長登録業者)
- ・ 返済が滞りがちになったところ、毎日のように職場に督促の電話があり、これが原因で退職せざるを得なくなった。(同上)

【改善意見】

必要に応じて貸金業関係連絡会の構成員の一層の充実を図るとともに、苦情等相談についての相互提供方策等の連携を検討すること。  
また、秋田財務事務所に対しても同様の検討をするよう指導すること。

## 参考通知事項の概要

### 1 提携先金融機関のCD・ATM取扱いの明確化

#### 【調査結果のポイント】

貸金業者の提携先金融機関のCD・ATMについて、貸金業の標識掲示がない。これは、当該CD・ATMは営業所等に該当しないとの事務連絡に従ったもの。しかし、同事務連絡は、平成10年6月に廃止され、現在はその取扱いが明確でない状況

#### 【参考意見】

東北財務局において、CD及びATMの取扱いについて、明確になるよう金融庁に進達することを期待する。

### 2 広告活動の適正化

#### (1) チラシ、新聞及び電話帳による広告の適正化

##### 【調査結果のポイント】

東北財務局では、宮城県及び宮城県警察本部と連名で、新聞折込み広告の関係団体、新聞配達の関係団体等に対して、広告の適正化について要請。しかし、新聞折込みチラシに依然として不適切な広告あり

また、要請を行っていない投込みチラシ（ポスティング紙）等にも、不適切な広告あり（事例）

- ・ 新聞折込みチラシ

秋田市周辺で平成15年1月から同3月に配布されたチラシに掲載された延べ23業者のうち10業者が無登録業者

- ・ 投込みチラシ

仙台市内で平成15年2月に配布されたチラシに掲載された14業者のうち2業者が無登録業者。登録業者3業者に不適切な内容（「毎朝8：30より先着20名様無条件融資実施中」と無審査の旨）

この他、個人営業であるのに株式会社を名乗っている例もあり

##### 【参考意見】

ポスティング紙等に係る関係団体等に対して、広告の適正化について協力要請することが望まれる。

#### (2) 屋外広告物の取締り強化

##### 【調査結果のポイント】

仙台駅周辺、秋田駅周辺等に、貸金業に係る違法な屋外広告物があり

（事例）

- ・ 仙台駅周辺に違法に貼付されたもの38業者あり
- ・ これらのうち36業者は、フリーダイヤル又は携帯電話のみを掲載。一般電話を掲載する2業者についても、当該市外局番の地域を管轄する財務局長、都道府県知事の登録のないもの
- ・ 業者名の記載のないものも2業者あり。これらは「ブラックの方大歓迎」など借入れが容易と強調する内容

【参考意見】

関係機関・関係団体において、違法に貼付されている屋外広告物についての対策が講げられることを期待する。

### 3 被害発生の予防及び多重債務者対策

#### (1) 啓発活動の充実

【調査結果のポイント】

無人契約機、銀行等のATMによる借入れ等利用形態は多様化している状況。これは、多重債務問題発生の一因ともいわれている。若年者を始めとする一般住民に対する金銭消費に関する啓発が重要であるが、これが十分でない状況。啓発活動を行っている消費生活センターにおいては、多重債務問題に関する啓発資料・教材の充実を要望

【参考意見】

関係機関・関係団体において、多重債務問題に関する啓発活動について、積極的な広報・啓発の実施、啓発資料・教材の開発等の充実が図られることを期待する。

#### (2) 無登録業者等情報の収集体制の充実

【調査結果のポイント】

金融庁ホームページに、財務局長登録を詐称した業者に関する情報を掲載。これ以外にも、ポスティング紙、屋外広告物に都道府県知事登録を詐称しているものなど無登録業者がみられる。屋外広告物等各種広告媒体は、消費者が借入先を選択する重要な情報源であり、これらに記載された無登録業者等の情報を収集し提供することが求められるところ

【参考意見】

関係機関・関係団体において、登録詐称業者情報等の収集体制の充実が図られることを期待する。

#### (3) 多重債務者の生活再建

【調査結果のポイント】

多重債務者の生活再建については、全国的には、(財)日本クレジットカウンセリング協会がカウンセリングを実施。東北管内においては、消費生活協同組合である岩手県消費者信用生活協同組合、任意団体みやぎ青葉の会において、多重債務者の生活再建を支援するため、安価な報酬での弁護士による債務整理、低利での資金融資を行うなどの活動あり。これら関係団体においては、その運営がボランティアに頼っていることなどから、行政等の支援、NPOの育成等を要望

【参考意見】

多重債務者のケアについて、関係機関・関係団体等の協力により、その活動が活発になることを期待する。